



2020 年 3 月 25 日

日本赤十字社千葉県支部への遺贈希望者に対する個別相談業務の開始について ～日本赤十字社千葉県支部と「遺言を活用した遺贈に関する協定」締結～

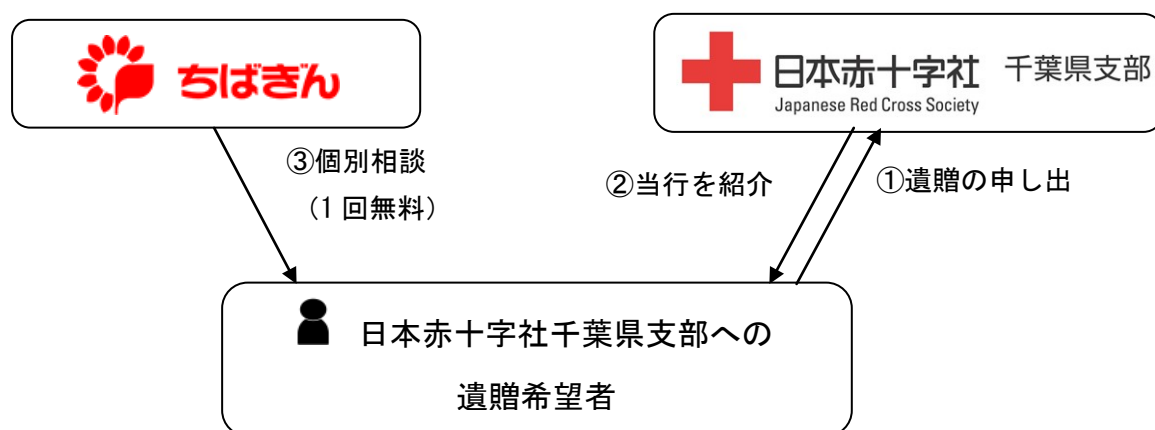
千葉銀行（頭取 佐久間 英利）は、2020 年 3 月 25 日（水）、日本赤十字社千葉県支部（支部長 森田 健作、以下、「日赤千葉県支部」）と「遺言を活用した遺贈に関する協定」を締結し、日赤千葉県支部へ遺贈^{※1}を希望する方に対する個別相談業務を開始しました。なお、日赤千葉県支部によって民間企業と遺贈に関する協定を締結するのは今回が初めてとなります。

今回の協定は、遺贈希望者の意向が円滑に実現するよう、日赤千葉県支部が具体的な相談先として当行を紹介する内容となっています。当行は、相続関連業務で培った知見を有する本部担当者が寄付や遺言作成の手続き等に関する個別相談を受け、必要に応じて遺言信託^{※2}などの商品・サービスをご提供します。この他、日赤千葉県支部が主催するセミナー等へ講師を派遣します。

日赤千葉県支部との協定スキームは下記のとおりです。

本協定の締結を機に、当行と日赤千葉県支部はこれまで以上に緊密に連携し、地域の活性化や社会貢献に協働して取り組んでまいります。

【日本赤十字社千葉県支部との協定スキーム】



※1 遺言により、財産を贈与する行為です。

※2 遺言者と遺産の分配方法を決め公正証書遺言を作成し、その正本を保管するとともに、相続発生時には遺言執行を引き受けるものです。

以 上